

## 持続可能生存圏開拓診断（DASH）システム利用に関する留意事項

持続可能生存圏開拓診断システムの植物育成サブシステム（以下「DASH」と略記）を利用する際にはそこで実施される実験の性質に鑑み、以下の諸点を留意されたい。

### [利用申請]

- 1) DASH において組換え DNA 実験を行う場合については、当該実験実施に係る書類を、利用申請の際に提出すること。具体的には、京都大学組換え DNA 実験安全委員会に提出した「組換え DNA 実験申請書」及び「組換え DNA 実験計画書」のコピーをそれぞれ一通、Web申請（Google Forms）内に添付のこと。
- 2) 上の項目にある書類には、実験の際に利用する可能性のある遺伝子とその由来、ホスト、ベクター系など、関連する具体的な情報をすべて網羅するように記載してあること。その際、DASH においては、P2 レベルまでの実験が可能であることに留意すること。なお、上記の書類の記述については、軽微な変更以外は再度書類を提出すること。
- 3) 個々の利用に際して必要となる機器、例えば特殊な照明装置等については、DASH 内への持ち込み要望を利用申請書に明記すること。

### [植物の運搬]

- 4) 遺伝子組換え生物を使用した実験を DASH で行う場合には、実験植物を搬入する前に、「DASH 植物育成サブシステムへの遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託に関する情報提供書」を、DASH/FBAS共同利用・共同研究専門委員会に提出しておくこと。
- 5) 遺伝子組換え生物及び廃棄物を実験室区域外に運搬する場合には特に慎重を期すること。その際、容器または包装物の目立つところに「取扱注意」と朱文字で書いて運搬すること。ここでいう遺伝子組換え生物とは、大腸菌、酵母、植物の組換え体など、すべての組換え生物を包含するものとする。また廃棄物についても、これらの生物から生ずるすべてのものを指すものとする。
- 6) この他、遺伝子組換え生物の取り扱いにあたっては、「京都大学組換え DNA 実験安全管理規定」に定められているところに従うこと。その際、同規定第 20 条及び第 20 条の 2 に定められている書類の提出が必要な場合には、そのコピーを DASH/FBAS共同利用・共同研究 専門委員会に提出すること。
- 7) 土の持込にあたっては、高圧蒸気滅菌処理したものを使用するなど、病害虫の発生を防ぐ措置をとること。

#### [施設使用]

- 8) DASH 内における実験においては、共同利用・共同研究施設としてこれまで施設使用料を徴収してこなかったが、学内の予算措置の変更に伴い、平成 30 年度からは使用に伴う電気料を利用者より徴収することとなった。電気料は利用スペースごとのメータ値を根拠に本学所定の単価から算出する。学外利用者に対しては京都大学宇治地区事務部経理課より請求書を発行し、請求書に記載の入金期日までに支払うものとする。学内利用者については四半期ごとの費用付替にて対応するものとする（但し、3 月分については別途対応する）。

請求書による徴収の流れについてはこちらを参照のこと。

([電気料請求の流れ.pdf](#))

※3月分(4月請求)については請求から支払いまでの期間が短いことに注意。

- 9) DASH 内における植物の配置については、特に要望の無い限り、原則的に DASH/FBAS 共同利用・共同研究専門委員会委員長の裁量において行うものとする。
- 10) 各温室内の安全については、各利用者が責任を持つこと。その際、給付された各温室の鍵を無断で複製することの絶対ないこと。
- 11) 使用者の連絡先を各温室の外に明示すること。同一温室に複数の課題の利用者がいる場合は、区画ごと、あるいは棚ごとに連絡先を示すこと。
- 12) DASH 内においては、必ず白衣を着用すること。
- 13) DASH への出入りにおいては、内戸と外戸を同時に開放することのないこと。
- 14) DASH 内において飲食、喫煙及び化粧は行わないこと。

#### [実験植物の取扱]

- 15) 病害虫の発生に関しては、個々の利用者が、責任を持って対処すること。万が一これらが発生した場合には、直ちに感染植物の減菌や、消毒など適切な処置をとること。ちなみに DASH 職員による見回りは、基本的に月・水・金の週 3 回となる。
- 16) 実験植物に適切な温度の調整等は、各利用者が責任を持って行うこと。生存圏研究所内の利用者については、基本的に 1 日一回は DASH 内で植物の状態を確認することが望ましい。
- 17) 実験植物のきめ細かい世話に必要なもの、例えば札、特殊な遮光カーテン等については、各利用者が用意すること。
- 18) 実験植物に散布する農薬については、DASH 内においてその保管をせず、生存圏研究所内の利用者あるいは研究協力者の研究室において管理し、使用後は速やかに研究室に持ち帰ること。
- 19) 上の項目に関し、農薬の使用状況については、備え付けのノートにその記録を行うこと。

#### [高圧蒸気滅菌]

- 20) 植物や栽培土の高圧蒸気滅菌（以下「オートクレーブ」という）については、利用者がそれぞれ行うこと。なお、オートクレーブ済の植物の廃棄については、DASHの職員が行うものとする。
- 21) オートクレーブ機器の使用に関しては、そのつど処理物の内容、その容量、日時、使用者などについて、備え付けのノートにその記録を行うこと。

#### [清掃及び水の管理]

- 22) 個々の温室内における清掃については、各利用者が責任を持つこと。シャワー灌水を行う温室内については、特に清掃が必要となってくるので、1週間に1度程度を目安として、こまめに清掃を行うこと。
- 23) 個々の温室内の水や汚れは極力前室に持ち込まないこと。その際には、適宜靴を履き替えるなどの工夫をすること。
- 24) DASH内での水の使用は最小限に抑えること。具体的には、DASHの前室に位置する流し台において、洗い物など大量に水を使用することは極力避けられたい。なお、オートクレーブした土や水については、各利用者が責任を持って研究室に持ち帰り処分すること。

#### [研究成果]

- 25) 研究代表者は、研究期間終了後30日以内に研究成果報告を下記のメールアドレスに提出すること。なお、当該年度内に研究が終了せず次年度に継続する場合には、研究終了の翌年度4月30日までに、成果報告の様式に準じて、中間成果概要を下記の電子メールアドレスに提出すること。ただし、期日までに成果概要をできない場合は、理由を添えてDASH/FBAS共同利用・共同研究専門委員長に報告し承認を得ること。締切延長に関しては、提出予定日を申告すること。

提出先 E-mail : rish-df-office@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

(注) SPAM防止のため、@は全角になっています。半角に直して送信願います。

- 26) 共同研究に関わる論文や口頭発表を行う場合には、「京大大学生存圏研究所・京都大学生態学研究センターの持続可能生存圏開拓診断(DASH)システム」を利用した旨、謝辞において言及すること。なお、FBASのみの利用者は「京大大学生存圏研究所の森林バイオマス評価分析システム(FBAS)」を利用した旨、言及すること。

京大大学生存圏研究所：

Research Institute for Sustainable Humanosphere (RISH), Kyoto University

京都大学生態学研究センター：

Center for Ecological Research (CER), Kyoto University

持続可能生存圏開拓診断(DASH)システム：

System for Development and Assessment of Sustainable Humanosphere

森林バイオマス評価分析システム(FBAS)：

Forest Biomass Analytical System

27) DASH/FBAS 共同利用・共同研究に関わる実績を論文公表した場合、新聞・テレビ等で報

道された場合、また学協会等の賞を受けた場合、ならびに研究の結果生じた発明に係  
出願を行ったなどの場合、研究期間内、あるいはその後の別に関わらず、その旨を  
下記の電子メールアドレスに報告のこと。

報告先 E-mail : rish-df-office@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

(注) SPAM防止のため、@は全角になっています。半角に直して送信願います。

[「持続可能生存圏開拓診断施設利用に関する同意書」]

28) DASH 内で実施される実験の性質上、温度異常、病気の発生など不慮の事故により、遺伝子組換え植物が枯死する等の状況が発生する可能性を排除できないことから、利用者においては、植物のバックアップをとるなど、貴重なクローンの逸失を防ぐ措置をとること。これに関しては、新規課題のみ「持続可能生存圏開拓診断施設利用に関する同意書」を採択決定通知と同時に当方より送付するので、署名又は捺印したものを提出すること。

29) 感染などのあった植物について、他の植物への感染を防ぐために処分することがあり得るが、これに関しても上掲項目にある「持続可能生存圏開拓診断施設利用に関する同意書」を参照すること。

30) 研究期間は1年単位とするが、これは継続して利用することを妨げるものではない。ただし、研究が終了した場合や継続利用申請が承認されなかった場合には、速やかにDASH内の生物資料等を処分し、次の利用者の益に利すること。これに関しても上掲項目にある「持続可能生存圏開拓診断施設利用に関する同意書」を参照されたい。

[違反への対応]

31) 上記の項目に関して、DASH 利用者に重大な違反があった場合、速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。調査の結果、違反が事実と認められた場合、DASH/FBAS共同利用・共同研究専門委員会委員長は、該当利用者に対して、施設利用の中止等、適切な措置をとるものとする。なお、その際、DASH 内で実施される実験の性質上、違反が極めて重大な結果を及ぼす可能性を排除できないことから、各利用者においては、関連法令が定めるところを踏まえて研究を行うよう重々承知されたい。